滞納は放置せず相談を!

10~12月は市税などの滞納整理強化期間です

ご相談はお電話でも、 可能です!

> 問/収納課 ☎463-2023



市税・国民健康保険税は、朝霞市で私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であ り、定められた期限(納期限)までの自主的なご納付をお願いしています。

大多数の方が納期限までに納付されていますが、残念ながらごく一部の方の みが滞納している状況にあります。

R6現年課税分 市税徴収率



滞納を放置していると、さまざまなリスクが発生!まずは相談を!

納期限

納期限を過ぎると、延滞金の計算が開始されます。延滞金の計算割合(令和7年 1月~)は、最初の1か月間は年2.4%、その後は年8.7%です。



! 延滞金リスクの発生

督促状の発送

納期限までに納付がないと、督促状が発送されます。督促状を発した日から起算 して10日を経過した日までに納付がない場合は、法的に財産の差し押さえが可能 になります。



差押リスクの発生

催告書の発送・電話催告



それでも納付がない場合、納税義務者宛てに催告書の送付や、納税コールセン ターから電話で連絡する場合があります。

※納税コールセンターが直接口座番号や暗証番号を聞いたり、ATMの操作 を指示することはありません。

財産の調査



滞納が発生し、依然として相談がない場合、財産の調査を行います。預金・生命 保険の照会や、所有している不動産の調査、勤務先・取引先への照会をさせてい ただく場合もあります。

財産の差押・換価

調査によるリスクの発生

財産が発見された場合には差し押さえを執行します。差し押さえた財産(預貯 金・生命保険・給与・売掛金・不動産等) は換価し、未納税に充てられます。

(参考:令和6年度差押件数862件)



休日納税相談窓口を開設しています!

平日の相談が難しい場合は、ぜひご利用ください。 お電話での相談も可能です。

実施日 毎月第1・3日曜日

(5~7月は第4日曜日も実施)

※1・8月の第1日曜日を除く

時間午前8時30分~正午

場 朝霞市役所 収納課(2階20番窓口)

※庁舎本館北側の夜間通用口をご利用ください。 (正面玄関からは入れません)



口座振替なら確実です!

納期限に自動引き落とし!納め忘れを防止できます。



お雷託にて 申込書を請求





簡単!

ペイジー
 □座振替サービ
 スもあります!

下記の窓口で端末機にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力する だけで口座振替手続きが完了! 口座届出印も不要です。 ●キャッシュカードと本人確認資料をお持ちください。

ペイジー受付窓口/収納課 保険年金課 内間木支所 朝霞台出張所 朝霞駅前出張所



